大阪、平4不35、平7.7.18

# 命令書

申立人 全労連・全印総連大阪地連新光美術労働組合

被申立人 株式会社 新光美術

主

- 1 被申立人は、平成4年6月1日に申立人組合事務所前から撤去した組合旗 1本を直ちに返還しなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

全労連・全印総連大阪地連新光美術労働組合 執行委員長 X1 殿

> 株式会社 新光美術 代表取締役 Y1

当社が、平成4年6月1日に貴組合事務所前から組合旗1本を撤去したことは、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにします。

3 申立人のその他の申立ては、棄却する。

理由

- 第1 認定した事実
  - 1 当事者
    - (1)被申立人株式会社新光美術(以下「会社」という)は、肩書地に本社を、大阪府に茨木事業所をはじめ4事業所、東京都に3事業所及びニューヨークに駐在所を置き、カタログ印刷等を業としており、その従業員は本件審問終結時約140名である。
    - (2) 申立人全労連・全印総連大阪地連新光美術労働組合(以下「組合」という)は、肩書地に主たる事務所を置く労働組合であり、会社の茨木事業所の従業員を中心に組織され、その組合員は本件審問終結時35名である。

なお、組合は、全労連・全印総連大阪地連(以下「全印地連」という) に加盟している。

- 2 会社施設の使用について
  - (1) 昭和47年11月11日、会社設立以来初めての労働組合として、会社従業

員により組合が結成された。

組合は、結成と同時に会社に対し、結成通告を行うとともに、組合活動の自由を保障するよう要求したところ、会社は、同月18日付けの文書で、正当な組合活動の範囲を逸脱しない限り、組合活動の自由を保障する旨回答した。

組合活動の場については、結成当初、組合は、茨木事業所の食堂(以下「食堂」という)等の会社施設を口頭での申込みによって使用していたが、同48年3月、会社は、従業員の勤怠、出張、施設使用等の手続きに関する統一様式(以下「願・届用紙」という)を作成した。

なお、会社施設の使用は、就業規則の上で会社の許可事項となっており、この願・届用紙においても願出事項の1つとして規定されていた。 それ以降、組合は、同用紙を事前に会社に提出することにより、会社 施設を使用するようになった。ただし、願い、届けの区分は、明確に使 い分けされておらず、また、組合は、ストライキ(以下「スト」という) 時には従来どおり口頭での申入れにより会社施設を使用した。

同56年から平成3年までの間で、組合は、大会、全体集会、職場集会等の会場として食堂等の会社施設を毎年40回程度使用していたが、組合が会社に対し、昭和62年3月に外部講師を招いて学習会を行うとして食堂の使用を申し入れた際、会社はこれを拒否した。また、組合が会社に対し、平成2年6月16日に後記3.(3)記載の組合旗及び組合ビラ返還の勝利集会を行うとして食堂の使用を申し入れた際にも、会社はこれを拒否した。

- (2) 平成4年春闘において、組合と会社は、団体交渉(以下「団交」という)を行ったが、同年3月25日、組合は前日の団交における会社回答が不誠実であるとして、午前8時30分から同10時30分まで茨木事業所でストを行う旨始業前に書面で通告するとともに、口頭で食堂を使用する旨申し入れ、食堂を待機場所として使用した。なお、会社は食堂の使用につき特段異議を唱えなかった。
- (3) 平成4年4月3日、組合は会社に対し、誠意ある交渉を促すためとして、同日午後1時から同5時15分まで再びストを行う旨始業前に書面で通告した。

同日の昼休み、茨木事業所構内の正門(以下「正門」という)付近に 組合員がスト突入宣言を行うための集会に参加するため集まっていると ころへ、午後0時40分頃、建設一般関西ダンプ支部と表記された街頭宣 伝車が、正門から構内に進入した。同車には、組合が加盟している地域 団体である茨木労連の役員2名がこの集会に参加するため乗車していた。

組合が、同車のマイクを使用し集会を始めようとしたところ、会社は、 業務に支障を来すとして同車の構内からの退去を要求した。押し問答の 末、茨木労連の役員2名は、同車を構外に移動させた後、集会に参加し た。 組合は通告どおりストを行い、近くの公園を待機場所とした。

(4) 平成4年4月10日始業前、組合は会社に対し、誠意ある交渉と回答を促すためとして、同日午後2時45分から終業時(平常勤務午後5時15分、印刷工場遅番午後6時30分)までストを行う旨書面で通告した。また同日朝、組合は組合機関紙『あさやけ』を従業員に配布したが、そこには「本日、抗議スト〈14:45~〉プラス春闘勝利総決起集会開催!!地連・茨木労連の支援を受けて!17:30~18:30」の記載があった。

昼休みになって、組合は会社に対し、口頭でスト集会の会場として食堂を使用する旨申し入れたところ、会社が拒否したので組合はこれに抗議した。

午後1時を過ぎても組合の抗議が続いたので、会社は業務に就くよう 指示し、同1時15分頃、食堂を施錠した。

組合は、午後2時45分からストを行い、同3時頃から同5時頃まで事務所棟1階の事務所(以下「1階事務所」という)をスト集会の会場として、会社に無断で使用した。会社は、業務に支障があるとして退去するよう指示したが、組合はこれに応じなかった。

なお、1 階事務所は、印刷部の営業 2 名分の事務机及び会議机等が置かれ、営業のために利用されていたが、その他のスペースは物置として使用されていた。

午後5時過ぎ、春闘総決起集会に参加するため組合支援者40数名が、 茨木事業所に集まり、正門から構内に入ろうとしたが、正門は閉じられ ていた。

会社は組合に対し、支援者3名に限り入場を認める旨述べたが、組合はこれに応じず、閉じられていた正門を開けて支援者全員を構内に入れ、組合員及び支援者計70数名が裏門前テントで春闘総決起集会を行った。

(5) 平成4年4月11日、組合は会社に対し、「今月10日の暴挙・非礼(①過去20年間使用してきたスト時の食堂使用を拒否したこと、②1階事務所で行っていたスト集会を妨害したこと、③春闘総決起集会参加者の入構を阻止したこと)に抗議し、謝罪と誓約書の提出を求める」旨の抗議文を提出した。

これに対し会社は、同月13日付け内容証明郵便で、「①組合は今まで使用する権利のない食堂の使用届を一方的に提出し無断で使用してきた、②1階事務所は業務中の施設であるにもかかわらず、組合は乱入占拠し業務を妨害した、③組合は、会社の要請を拒否し、許可なく正門を開放し全員がこれによって構内に乱入し、会社の業務を著しく妨害したことは、会社として到底容認することはできない」旨を会社の見解として表明するとともに、組合の反省と謝罪文並びに今後このような行為は行わないとの誓約書の提出を組合に求めた。

(6) 平成4年4月13日の始業前、組合は会社に対し、全体集会のため昼体 みに食堂を使用するとして願・届用紙を提出したところ、昼休み直前に、 会社は、「従来、組合は、会社の許可事項である食堂使用を使用届なるものを提出し無断使用してきたが、会社は、今月10日のごとく数時間にわたり職場を不法占拠する組合の行為に対し重大な関心を持つので、本日の組合による全体集会の食堂使用を許可することはできない」旨の文書を手交して、これを拒否したが、組合は、食堂の使用を強行した。

以後、本件申立てまで、組合は、会社施設の使用は届出事項であるとして、会社に願・届用紙を提出したが、会社は、許可事項であるとの理由でその使用を拒否した。なお、この間組合は、会社の承諾なく食堂等会社施設を計18回使用したが、会社は組合に対し、口頭で注意することはあったものの、書面による抗議は行っていない。

(7) 平成4年5月14日に開催された団交で、会社は組合に対し、会社施設使用については、定期大会及び臨時大会以外は基本的に止めるよう、また定期大会及び臨時大会についても、会社の許可を受けるよう求めた。これに対し組合は、会社施設使用は会社の許可事項ではなく届出事項であると反論した。

また、出席していた会社代表取締役Y1は、「本年4月10日の『あさやけ』で状況は一変した。これは大事なことだ。会社の構内を何と心得るか、こういうことを堂々とやる。ストが労使対等となる、そんなことをやっていたのでは、難しい世の中を生き抜いていけない」と発言した。

- (8) 本件申立て後、審問終結時まで、組合は当委員会に対し、定期大会及 び臨時大会のための食堂の使用について、実効確保の措置申立てを4回 行い、会社は、このうち3回の使用を許可事項か届出事項かの問題を棚 上げにした上で認めた。
- 3 組合旗及び組合ビラの撤去について
  - (1) 組合結成以降昭和56年まで、ほぼ毎年、組合は、春闘、夏季闘争及び 秋季年末闘争の時期(以下「闘争時」という)に、組合事務所前及び正 門前に組合旗の掲揚を行っていた。同57年以降平成元年の間では、組合 は、ほぼ毎年、闘争時に組合事務所前に組合旗の掲揚を行っていたが、 正門前には掲揚することはなかった。

これに対し会社は、組合に昭和48年から同51年までの間、数度内容証明郵便及び文書で組合旗を撤去するよう要請したことはあったが、自ら撤去することはなく、その後は、組合旗の掲揚に対して何ら要請を行わなかった。

組合は、会社の撤去要請に従わなかったが、会社との交渉妥結後には自らの手で撤去していた。

(2) 昭和57年春闘時及び同63年秋季年末闘争時に、組合は、食堂壁面に組合ビラを貼付し、交渉妥結後自ら撤去していた。

なお、会社は組合に対し、食堂及び事務所棟横に組合掲示板の設置を 認めている。

(3) 平成元年春闘時の同年3月28日、同年4月14日及び同月20日、組合は、

組合事業所前に3本及び正門前等に6本の組合旗を掲揚し、食堂壁面に組合ビラを43枚貼付した。

これに対し会社は、「組合自ら撤去するよう。撤去しない場合、会社 の施設管理権に基づき、会社の手で撤去する」旨事前に警告した上、同 年5月26日、組合事務所前を除く正門前等の組合旗6本及び食堂壁面に 貼付された全ての組合ビラを撤去した。

この組合旗及び組合ビラを返還せよとの組合からの要求に対し、会社は同2年5月2日にこれらを返還した。

- (4) 平成4年春闘において、組合と会社は、団交を行ったが進展が見られず、組合は、春闘要求に対する会社の態度が不誠実であるとして、同年3月18日、組合事務所前に組合旗1本を掲揚した。
- (5) 平成4年4月24日、組合は、前日の団交での会社回答に抗議して、1時間の時限ストを行った。また、同日昼休み、組合は、食堂で抗議集会を行い、食堂壁面に組合ビラ44枚を貼付した。

これに対し会社は、組合に同月25日付け内容証明郵便で食堂壁面への 組合ビラ貼付等は、会社の施設管理権を侵すものであるので直ちに撤去 するよう要求した。

- (6) 平成4年5月8日、組合は、前日の団交での会社回答が不誠実である として、全体集会を行い、組合事務所前に2本目の組合旗を掲揚した。
- (7) 平成4年5月14日、会社は組合に対し、「直ちに全ての組合掲示物を撤去するよう重ねて要求する。撤去しない場合、会社が撤去する」旨文書で警告した。
- (8) 平成4年5月18日、会社は、食堂壁面に貼付された全ての組合ビラを撤去(以下「5.18撤去」という)し、翌19日、組合に対し、「組合ビラを撤去・保管しているので速やかに受け取られたい。なお、引渡しに際しては、再びこのようなことをしない旨を書き加えた組合発行の受領書を持参の上来られたい」旨文書で通知した。

これに対し、組合は、抗議集会を開き、会社に文書で、組合ビラ撤去について直ちに謝罪し、返還するよう抗議した。

(9) 平成4年5月29日、組合は、15分間の指名ストを行い、組合事務所前に掲揚していた組合旗2本のうち1本を正門に移動し、ポールを門扉にくくりつけて掲揚するとともに、食堂壁面に組合ビラ32枚を貼付した。

これに対し会社は、同日付け文書で、「組合旗の正門門扉への掲揚等は、会社の施設管理権を侵し、社業を妨害する重大な暴挙であり容認することはできない。直ちに掲示物等を撤去するよう要求する。撤去しない場合、会社が撤去することがある」旨警告し、翌30日付け内容証明郵便で、「正門門扉に掲揚した組合旗は、門扉の開閉に支障を来すばかりでなく、第三者に対し危険を及ぼす。直ちに組合旗等を撤去するよう要求する。撤去しない場合、会社が撤去する」旨警告した。

(10) 平成4年6月1日、会社は、正門及び組合事務所前の組合旗各1本、

計2本の組合旗及び食堂壁面に貼付された全ての組合ビラを撤去(以下「6.1撤去」という)し、「会社が保管しているので速やかに受け取られたい。なお、引渡しに際しては再びこのようなことをしない旨を書き加えた組合発行の受領書を持参の上来られたい」との同日付け文書を組合に手交した。

これに対し組合は、会社に同日付け文書で、「本日の組合旗2本、組合ビラ32枚及び同年5月19日の組合ビラ44枚を直ちに返却せよ。組合旗掲揚、組合ビラ貼付は、労働組合の正当な示威行為である」と抗議した。

(11) 平成4年6月2日の昼休み、組合は食堂壁面に組合ビラ34枚を貼付した。

また、同月3日の昼休み、組合は全体集会を行い、正門門扉に組合旗を1本くくりつけた。

これに対し会社は、組合に同日付け文書で、「前日貼付した組合ビラ 及び本日正門門扉に掲揚した組合旗を撤去するよう要求する。撤去しな い場合は施設管理権に基づき会社が撤去する」旨警告した。

(12) 平成4年6月8日早朝、会社は、正門の組合旗1本及び食堂壁面に貼付された全ての組合ビラを撤去(以下「6.8撤去」という)し、前記(10)記載と同内容の同日付け文書を組合に手交した。

これに対し組合は、会社に同月9日付け文書で、撤去した組合ビラ及 び組合旗を謝罪文を添付して返却するよう抗議した。

なお、本件審問終結時まで、会社は5.18撤去、6.1撤去及び6.8撤去に よって撤去した組合旗及び組合ビラを組合に返還していない。

4 請求する救済の内容

組合が請求する救済の内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 会社は、業務に支障のない限り、自由に会社施設を組合に使用させること
- (2) 会社は、撤去した組合旗及び組合ビラを返還すること
- (3) 平成4年春闘時の会社施設の使用拒否並びに組合旗及び組合ビラ撤去 についてのポスト・ノーティス

### 第2 判断

- 1 当事者の主張要旨
  - (1) 組合は次のとおり主張する。
    - ア 会社は、昭和47年の組合結成当時、組合の要求に対し、「組合活動の自由を保障する」との文書回答を行っているが、これは食堂等の会社施設の使用の自由を意味するものであり、また、これまで、会社は、組合が願・届用紙あるいは口頭で申し出た日時で会社施設を使用させてきている。

このように会社施設の使用について、組合と会社との間には、組合の申し出どおりに認めるという合意ないし労使慣行があった。

しかるに、会社は、平成4年春闘時の同年4月10日、突然従来から

の取扱いを変更し、正当な理由なく以後一切の会社施設の使用を拒否 している。

組合に会社施設の使用を認めない会社の行為は、正当な組合活動を妨害し、もって組合の弱体化を図る不当労働行為である。

イ 組合が、組合事務所前及び正門前に組合旗を掲揚したり、食堂壁面 に組合ビラを貼付する場合、会社は、それを正当な組合活動として黙 認するという労使慣行があった。

また、組合は、組合旗の掲揚や組合ビラの貼付に当たって、その必要性、時期、場所、本数・枚数等に配慮した社会的に相当な方法・態様によって行ってきた。

しかるに、平成4年春闘時、組合旗掲揚及び組合ビラ貼付が、会社の業務運営・施設管理上特に支障を与えていないのに、会社は無断でこれらを撤去し、二度と同種の行為を行わない旨の誓約文の提出を求めて、その返還を拒否している。

会社の組合旗や組合ビラの撤去等は、正当な組合活動を妨害し、もって組合の弱体化を図ろうとする不当労働行為である。

# (2) 会社は次のとおり主張する。

ア 食堂等の会社施設の使用について、会社と組合との間には、組合が 主張するような合意はなく、また、会社は、組合に願・届用紙を提出 させ、その諾否を判断し、不許可の場合、その旨通告して使用を禁止 しており、組合の申し出どおり使用させる労使慣行が存在するとは言 えない。

会社が、平成4年4月10日に組合の食堂使用申入れを不許可にしたのは、同日朝に配布された組合機関紙に外部団体の支援を受けて春闘総決起集会を行う旨の記載があったことから、食堂において社外の者が参加して同集会が開催されると考えたからである。

また、会社が同年4月13日の組合の食堂使用申入れを不許可とし、 以後会社施設の使用について許可事項として厳格な運行を行っている のは、同月10日午後の就業時間内に、組合が1階事務所を無断で占拠 し、会社の退去要求に応じずスト集会を開催したり、その後外部団体 の支援については数名の参加に限って認めるとの会社の要請を無視し て、会社が閉めていた正門を無断で開け、外部支援者全員を構内に入 れ、春闘総決起集会を開催して、会社の施設管理権を侵害したためで あり、会社の行為は施設管理権に基づく正当な行為である。

イ 会社は、組合旗の掲揚及び組合ビラ貼付について、これまで異議を 留めてきており、これらに労使慣行が存在するとは言えない。

会社が、平成4年春闘時、組合旗及び組合ビラを撤去したのは、取引のために訪れる部外者に対する会社の良好なイメージや食堂の雰囲気を保持するためであって、施設管理権に基づいて行った正当な行為である。

また、会社が、撤去した組合旗や組合ビラを返還しないのは、組合が同種の行為を繰り返すおそれが強いためであり、繰り返さないことを約束するのであれば、返還する旨明言している。

#### 2 不当労働行為の成否

- (1) 会社施設使用拒否について
  - ア 組合は、昭和47年の組合結成当時、会社が組合活動の自由を保障する旨の文書回答を行ったこと、及びそれ以降、組合が申し出た日時に会社施設を使用してきたことをもって、組合が希望するときに自由に会社施設を使用できる合意ないし慣行が存在する旨主張する。

確かに組合結成から数か月間は、前記第1.2(1)認定のとおり、 会社は、施設利用についての書式を定めず、比較的自由に会社施設を 組合に使用させてきたことが認められる。

しかしながら、その後会社は、同認定のとおり、厳格な取扱いをしなかったものの、同48年3月に願・届用紙を作成したり、同62年3月と平成2年6月に組合の会社施設使用を拒否している事実も指摘でき、組合が主張するように組合が希望するときに自由に会社施設を使用できる慣行があったとまでは言い難い。また、組合活動の自由を保障する旨の合意がなされたとしても、それが直ちに会社施設の自由な使用を認める合意とまでは言えない。

イ 会社は、平成4年4月10日、組合のスト集会のための食堂使用の申入れを拒否したが、この経緯についてみると、前記第1.2(3)及び(4)認定のとおり、同日朝の組合機関紙には、抗議ストを行うとともに、外部団体である全印地連・茨木労連の支援を受けて春闘勝利総決起集会を開催する旨記載されていたこと、1週間前の同月3日には、会社と組合との間で外部支援団体の構内への立入りを巡りトラブルが生じたことが認められる。

こうしたことから会社が、食堂の使用を許可すれば外部支援団体の 構内への立入りにより混乱が生じ、業務にも支障が出ると考えたのも 無理からぬところである。

ウ また、会社が、平成4年4月13日、組合の食堂使用の申入れを会社施設の使用は許可事項であるとして拒否したことについて検討すると、前記第1.2(4)認定のとおり、組合は、同月10日午後3時から同5時まで、会社に無断で1階事務所をスト集会の会場として使用するとともに、同日午後5時過ぎ、会社が、部外者は3名に限って入構を認める旨発言したにもかかわらず、組合は、この提案に応じず、閉じられていた正門を開け、組合員を上回る部外の支援者全員を構内に入れ、裏門前テントで春闘総決起集会を行っていることが認められ、会社が、この組合の行為に対し、これまでの弾力的な対応を改めようとしたのはやむを得ないところであって、会社が組合の食堂使用を拒否したのも理由がないとは言えない。

また同日以後、会社が、組合の申し出どおりに会社施設の自由な使用を認めなかった点については、前記第1.2(6)認定のとおり、上記のような状況の中で会社が会社施設の使用はあくまで許可事項であると明確にしたのに対し、組合は、会社施設の使用は、届出事項であることに固執して願・届用紙を提出したことからみて、やむを得ないものと考える。

他方、前記第1.2(7)認定によれば、同月5月14日の団交において、会社は、組合に定期大会及び臨時大会について許可を受けるよう述べていることからみて、組合に会社施設を一切使用させない意思を持っているものではないことが窺える。

- エ 以上を総合すれば、会社の同年4月10日以降の会社施設の使用拒否 については、不当労働行為とまでは言えず、組合のこの点に関する申 立では棄却せざるを得ない。
- (2) 組合事務所前の組合旗の撤去について

組合事務所前に掲揚されていた組合旗を撤去した6.1撤去について検討するに、前記第1.3(1)、(9)及び(10)認定によれば、闘争時の組合事務所前への組合旗掲揚は、毎年のように行われていて、会社も特段の異議を述べていなかったにもかかわらず、明確な警告なしに撤去が行われたことが認められる。

組合事務所前への組合旗の掲揚は、闘争時に組合員に対し団結を訴えたり、組合要求に対する会社の対応に抗議するため行われており、組合活動としての相当性を有するにもかかわらず、会社は、6.1撤去について、業務に支障が出るなどの具体的な理由も示さず、一方的に組合旗を撤去したものであって、会社の行為は、組合の弱体化を企図した労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

- (3) 正門前の組合旗及び食堂壁面の組合ビラの撤去について
  - ア 正門前の組合旗の掲揚について、組合は、労使慣行があったと主張するが、前記第1.3(1)及び(3)認定のとおり、闘争時の正門前への組合旗掲揚は、組合結成以降昭和56年まで、毎年のように行われていたが、同57年以降平成4年春闘時まででは、平成元年春闘時の1回しか行われておらず、しかもこの際、会社は組合に対し、組合に事前に警告した上で正門前掲揚の組合旗を撤去していることからみて、労使慣行があったとは認められない。
    - 6.1撤去及び6.8撤去についてみると、前記第1.3(9)ないし(12)認定のとおり、会社は組合に対し、組合旗の正門門扉への掲揚は、会社の営業活動に与える影響は大であるとして、事前に組合の自主的な撤去を促し、組合がこれに従わないため自ら撤去していることが認められ、正門前の組合旗を撤去した会社の行為は首肯できるものである。
  - イ 食堂壁面の組合ビラ貼付についても、組合は、労使慣行があったと 主張するが、前記第1.3(2)及び(3)認定のとおり、闘争時の食堂壁

面への組合ビラ貼付は、組合結成以降平成4年春闘時までに、昭和57年春闘時、同63年秋季年末闘争時及び平成元年春闘時の3回しか行われておらず、平成元年春闘時に、会社は、組合に事前に警告した上で食堂壁面貼付の組合ビラを撤去していることからみて、労使慣行があったとは認められない。

5.18撤去、6.1撤去及び6.8撤去についてみると、前記第1.3(5)、(7)、(8)ないし(12)認定のとおり、会社は事前に組合の自主的な撤去を促し、組合がこれに従わないため自ら撤去していることが認められ、また会社が組合に対し、食堂及び事務所棟横に組合掲示板の設置を認め、組合には食堂壁面以外に組合ビラ貼付場所があったことも考え併せると、食堂の雰囲気を保持するためであるとして撤去した会社の行為は首肯できるものである。

ウ 以上からすれば、本件正門前の組合旗及び食堂壁面の組合ビラ撤去 は、施設管理上の必要から、相当な手続と方法によって行われたもの であって、正当な理由があり、また、撤去物を保管していることにつ いても、不当労働行為とまでは言えず、この点に関する組合の申立て は棄却せざるを得ない。

# 3 救済方法

組合は、会社に対し、謝罪文の掲示を求めるが、主文2の救済をもって 足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成7年7月18日

大阪府地方労働委員会 会長 由良数馬 ⑩